

○議 事 日 程（第 1 号）

平成24年 5 月 2 日 午前 9 時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議長の辞職について

日程第 4 議長の選挙について

日程第 5 議案第56号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること
について

○本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 5 まで

（追加日程）

追加日程第 1 副議長の選挙について

追加日程第 2 常任委員会委員の辞任について

追加日程第 3 常任委員会委員の選任について

追加日程第 4 議会運営委員会委員の辞任について

追加日程第 5 議会運営委員会委員の選任について

追加日程第 6 特別委員会委員の辞任について

追加日程第 7 特別委員会委員の選任について

追加日程第 8 南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙について

○出席議員（ 9 名）

1 番 室 義 光 君

2 番 澤 居 久 文 君

3 番 松 井 正 樹 君

4 番 田 中 由紀子 君

5 番 小 谷 清 美 君

6 番 浅 野 正 君

7 番 中 川 武 子 君

8 番 楠 達 男 君

9 番 子 安 健 司 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長 浅 井 健太郎 君

教 育 長 山 崎 悦 生 君

監 理 官 西 脇 康 世 君

参事兼総務部長 谷 口 輝 男 君

税 務 課 長 若 山 孝 幸 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議 会 事 務 局 長	吉 田 和 司	書	記	富 田 真 一 郎
書	記	河 合 素 女		

開会・開議の宣告

- 議長（浅野 正君） ただいまの出席議員数は 9 名であります。定足数に達しておりますので、平成24年第 2 回関ヶ原町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 議長（浅野 正君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、5 番 小谷清美君、7 番 中川武子君を指名いたします。

日程第 2 会期の決定

- 議長（浅野 正君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

ここで若干お時間をちょうだいしたいと思っております。

高いところではございますが、一言ごあいさつをさせていただきます。

平成23年の 5 月の臨時会におきまして、議長という大役を仰せつかりました。23年度は、震災の後片づけとか、いろんな部分で波乱万丈の年ではなかったかなと思っております。私自身も、10月に議長会で東北の震災地を視察に行つてまいりました。この目に残ったことは、私の人生の中で一生忘れられないことではなかったかなと思っております。

また、関ヶ原町議会におきましても、いろんな問題がまた・・・してきました。力不足で次年度に先送りになったような形ではございますが、やはり関ヶ原町民の平和、あるいは幸福のために我々議会が知恵を絞って、また理事者側との協調するところは協調し、御意見をするところはするというような形で、次期も皆さんの努力を期待しておるところでございます。

本当に 1 年が早かったか遅かったかちょっとわかりませんが、何とかここに達することができましたのも、浅井町長を初め理事者側の皆さん、あるいは議員の皆さんの格別の御協力のたまものだと思っております。

本日をもちまして、議長の職を解かせていただきますが、またどうかよろしく願いいたします。ありがとうございました。

〔議長 浅野正君退場〕

〔副議長 議長席に着席〕

- 副議長（澤居久文君） 過日、議長 浅野正君から議長辞職願が提出されました。議長にかわりまして議事を進行させていただきます。

日程第3 議長の辞職について

- 副議長（澤居久文君） 日程第3、議長の辞職についてを議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

お諮りします。浅野正君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、浅野正君の議長の辞職を許可することに決しました。

しばらくお待ちください。

〔6番 浅野正君入場、6番席に着席〕

お諮りします。議長の選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議長の選挙を行うことに決しました。

日程第4 議長の選挙について

- 副議長（澤居久文君） 選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員数は9名であります。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に室義光君、子安健司君を指名します。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼はいたしませんので、1番議員から順番に投票願います。よろしくお願いします。

〔投票〕

投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了いたします。

ただいまから開票を行います。

室義光君、子安健司君、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

選挙の結果を御報告いたします。

投票総数が9票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票9票、無効投票はありません。

有効投票中、澤居久文8票、田中由紀子君1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は3票であります。よって、私、澤居久文が議長に当選したことを告知いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○新議長（澤居久文君） それでは僭越ですが、高いところからですが、お礼のごあいさつを申し上げます。

ただいま投票結果で、議長という大役を仰せつかりました私でございますが、もとより浅学非才でございますので、何とぞ皆様の御理解、御協力を得まして、この1年間を全うさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。とともに、私は私でございますので、おれ流の議長をやらせていただくつもりでございますので、その点も御理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第5 議案第56号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（澤居久文君） それでは、日程第5、議案第56号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（浅井健太郎君） それでは、議案第56号について御説明を申し上げます。

たばこ税の税率関係、固定資産の評価がえに伴う負担調整措置、東日本大震災に係る特例措置、個人町民税の税率の特例等の改正を内容とする地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布されました。このため、地方自治法第179条第1項の規定により関ヶ原町税条例の一部を改正する条例を専決処分により定めたところであり、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、税務課長から説明をいたさせます。

○議長（澤居久文君） 若山税務課長。

○税務課長（若山孝幸君） お手元の資料の関係で説明申し上げるんですが、まず、第2回関ヶ原町議会臨時会議案資料の新旧対照表と、お配りいたしました関ヶ原町税条例の改正点の概要をもって説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず最初から、平成26年1月1日施行でございます。

1ページでございます。

第28条の2第1項ただし書き（町民税の申告）ということでございます。

公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすると、年金所得者の申告手続の簡素化ということでございます。

これは、年金所得者が年金保険者、例えば日本年金機構に提出します扶養親族等の申告書に寡婦（寡夫）の記載が追加されまして、その年金機構が市町村に提出します公的年金報告書に寡婦（寡夫）の記載が追加されました。これによりまして、年金所得者の申告手続の簡素化が行われたものでございます。

続きまして、平成25年4月1日施行でございます。

2ページの第77条（たばこ税の税率）。町たばこ税の税率を平成25年4月1日以降に売り渡し等が行われた製造たばこから、1,000本につき644円に引き上げる。まず2ページから説明申し上げます。現在4,618円のを5,262円に引き上げてございます。

9ページでございます。附則第15条の2第1項（たばこ税の税率の特例）でございます。旧3級品の紙たばこに係る町たばこ税の税率を、平成25年4月1日以後に売り渡し等が行われた製造たばこから、1,000本につき305円引き上げる。現在2,190円を2,495円でございます。

2ページの第77条のたばこ税は、主にマイルドセブンとかキャビンということでございます。下の9ページの15条の2第1項たばこ税でございますが、しんせいとか、エコーとか、わかばとか、バイオレット等の6種類のたばこ税でございます。以上でございます。

続きまして、平成25年1月1日施行でございます。

2ページ、附則第8条（町民税の分離課税に係る所得割の特例等）、これは削除でございます。平成25年から退職所得の分離課税に係る所得割について、その所得割の額から10分の1に相当する金額を控除する措置を廃止する。これは退職金でございますが、普通ですと退職金が

計算されまして、収入額から退職所得控除を引きまして、2分の1を掛けまして、最後に6%、4%の町県民税の税率を掛けます。その後に10分の1を引く措置がありましたんですが、その10分の1を廃止したということでございます。

続きまして、平成24年4月1日施行。2ページ、附則第9条の2（法附則第15条第2項6号及び第10項の条例で定める割合）ということでございます。

2つございます。これは固定資産税の償却資産の内容でございまして、附則第15条第2項6号、下水道除害施設に係る課税標準の特例措置、軽減率4分の3に軽減されます。公共下水道に使用する者が条例の基づき設置した除害施設に対して講じる特例措置を3年延長ということで、27年3月31日まで延長ということでございます。これは、例えば事業所が化学工場など、関ヶ原町ではございませんが、有害な工場などがあるときに除害施設を設置しなさいということでございます。関ヶ原町におきましても、公共下水道条例第14条になります。関ヶ原町では、この内容はございません。全国で16の都道府県が該当しております。

続きまして、附則15条第10項、特定都市河川浸水被害対策法に規定する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置、軽減率3分の2でございます。特定都市河川流域内において雨水浸透阻害行為（土地の形質変更、舗装等）を行う者が、新たに取得した雨水浸透貯留施設に対して講じる特例措置の3年延長でございます。これも27年3月31日でございます。雨水浸透貯留施設といいますのは、雨水を一時的に貯留しまして、また地下に浸透させる機能を有する施設でございまして、浸水被害を防止するものでございます。特定都市河川浸水被害対策法というのは岐阜県にはございませんので、都市部を中心に浸水被害を起こす特定の河川流域を指定しまして、浸水被害を目的とした法律でございます。全国的には4つの都道府県、大阪府ほか3つの県がございます。岐阜県はございません。

3ページ、附則第9条の3（新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）でございます。これは字句の訂正だけでございます。

同じく3ページ、附則第10条（土地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例に関する用語の意義）でございます。これは平成24年度の固定資産税の評価がえに伴いまして、見出し中の「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改めるものでございます。あとは字句の訂正でございます。

4ページでございます。附則第10条の2（平成25年度または平成26年度における土地の価格の特例）でございます。同じく、22年度を25年度に、23年度を26年度に改めてございます。

新旧対照表の4ページでございます。附則第11条（宅地等に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例）でございます。

たくさん書いてございますが、この中で大事なのがのところでございます。住宅用地に関する平成24年度から平成26年度までにおける負担調整措置、措置特例を廃止。ただし、平成25

年度までは、負担水準の90%以上の住宅用地について、措置特例を存置する経過的な措置を設けるということでございます。これは平成24年度、平成25年度までは90%以上の住宅用地でございます。

まず「負担水準」という言葉でございますが、今、平成24年度でございますが、平成24年度の課税標準額を計算するにおいて、平成24年度の評価額に、普通ですと住宅特例が6分の1、3分の1とかかってきます。本則の課税標準額の金額と去年の課税標準の金額の割合が90%以上である場合は、去年の課税標準額と同じ金額になるということでございます。

もう一回言います。平成24年度の評価額に6分の1、3分の1を計算しまして、平成24年度の課税標準を計算します。これは本則課税標準額でございますが、昨年度の課税標準額と比較しまして、それが90%以上になっておれば、去年と同じ課税標準額ということでございます。もし90%未満でございますと、それに5%掛け算しまして、90%になるかという計算を行います。去年までは80%以上というようになっております。これが24年度、25年度までで、26年度になりますと100%ということになります。あとの内容は同じでございます。

7ページ、附則第12条（農地に対して課する平成24年度から平成26年度までの各年度分の固定資産税の特例）でございますが、これは先ほどと同じで、評価がえに伴いまして24年から26年度に改めまして、負担調整措置は同じでございます。

続きまして、8ページでございます。附則第14条（特別土地保有税の課税の特例）でございます。

これも同じく、21年度から23年度を24年度から26年度に改めまして、延期されますのが不動産取得税の課税標準の特例措置でございます。固定資産税の課税台帳登録価格の2分の1を現在やっておりますが、それを27年3月31日まで延長するということでございます。参考までに、不動産取得税の住宅の税率が4%から3%も3年延長でございます。

続きまして9ページ、附則第20条（旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告）。10ページの附則第20条の2ということでございます。読んでいきます。

特例民法法人から移行した一定の一般社団法人または一般財団法人（非営利活動法人であって、遊休財産額が一定の基準を満たすもののうち、年間収入額5,000万円以下のものに限り）が設置する図書館、博物館及び幼稚園に係る固定資産税の非課税措置を追加するという内容でございます。

まず特例民法法人といいますのは、平成20年12月1日に公益法人制度改革が行われていまして、平成25年11月30日までの移行期間がございます。この移行期間における公益法人を指しております。これが特例民法法人と言いますが、その中で、普通ですと公益法人といいますのは社団法人と財団法人がございまして、例えば社団法人は公益社団法人になるのか、一般社団法

人になるのかということでございますが、ここに設けられております一般社団法人に対しては、ここにあります非営利型法人であって、遊休財産額に一定の基準を満たすものであって、年間収入額が5,000万円以下ということでございます。例えば法人税法でいいます非営利型法人であること、賦課期日の属する事業年度の前年の事業年度が一定の基準を満たすもの。例えば遊休財産が公益目的事業を翌年度事業も引き続き行うための必要な額を上回るものではないということ。あと、年間の事業年度の収入が5,000万円以下であるという規定がございます。それを移行期間までに固定資産税を軽減させていただくと、非課税にさせていただく内容でございます。

11ページ、附則第21条（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）。雑損控除等適用対象となる災害に関する支出について、大規模な災害の場合、その他やむを得ない事情がある場合に災害のやんだ日から1年を超えて3年以内に支出する費用を追加するということでございますが、この災害関連施設につきましては、災害のやんだ日から1年以内に支出したものは雑損控除になりますが、東日本大震災によりまして、住宅や家財に損害が及んだ場合には3年以内に延長できると、支出の費用となりますよという内容でございます。

12ページ、附則第21条の2（東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例）ということでございます。居住用財産の買いかえの特例等について、東日本大震災に係る居住用家屋が滅失した場合には、申告書にこの特例の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、その居住用家屋の敷地に係る譲渡期限を東日本大震災があった日から同日、現在は3年でございますが、7年を経過する日を12月31日までに延長するという内容でございます。この買いかえの特例といいますのは、例えば居住財産で3,000万の特例とかいう内容でございます。

続きまして、新旧対照表の14ページ、附則第22条（東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間の特例）字句の訂正で、内容的には住宅の借入金の税率が変わりましたということでございます。

15ページの附則第24条（個人の町民税の税率の特例等）でございます。これは26年度から35年度、各年度分の個人の町民税に限り、均等割の標準税率、今3,000円でございますが、500円を加算した額でございます。

これは、実は震災復興増税の内容でございまして、もう1つありまして、最初に設けました退職金の10分の1の、25年1月1日の附則第8条の町民税の分離課税に係る所得割の特例、この2つがいわゆる国が言います復興増税でございます。あとは普通の条例の改正でございます。以上でございます。

○議長（澤居久文君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

- 4番（田中由紀子君） 1つは、固定資産税の住宅用地に関する特例措置の廃止についてですけども、これは廃止によって影響というのはどのくらいあるのかということと、それから最後の個人の町民税の均等割ですね。3,000円にプラス500円を加算した額とするということで、均等割をふやすというのは理解できないんですけれども、国の震災復興増税ですか、その法律に基づいたものだと思うんですが、関ヶ原町としては500円をふやしたことによってどのくらいの額になるのか、試算はされていますでしょうか。
- 税務課長（若山孝幸君） まず、今言われました町民税の税率の特例でございますが、24年度はまだ決まてございませんので、昨年の6月1日の納税義務者数が4,079人でございます、それに500円を掛けますと203万9,500円、それが町民税がふえますということでございますが、実際はことしの6月1日にどのくらいの納税義務者がいるかということがまだわかりませんので、昨年度で置きかえますとそういうことでございます。ただし、県民税も500円増税になりますので、町県民税が計1,000円ということでございます。

そして、今申されました固定資産税でございますが、去年までは負担水準が0.8ということでございますが、実際に移動しているのは0.8から0.9の間だと思うんです、実際にふえていますのが。その0.8から0.9の納税義務者数が、実は書類的には小規模と一般住宅と別々の書類がありまして、実際は重なる部分があります。例えば細かく言いますと、0.8から0.9の間にはまる人の税額でございますが、1,100万くらいでございます、平成24年度の固定資産税で。

〔挙手する者あり〕

- 議長（澤居久文君） 6番 浅野正君。
- 6番（浅野 正君） 本当に初歩的な質問でございますが、この町民税500円と県民税500円が26年から上がるんでしょう。これはいつ決定されたの。

例えば町民の方とか、我々は勉強不足で申しわけなかったんですが、ちょっと知らなかったんですが、そんなもんいいがやと。もっとほかに削ることとかいっぱいあるで、まさか税が上がるということ、簡単に言ったら拒否される方も見えるんやなかるうかなというふうに思うんですが、その辺の周知がちゃんとしてあるかどうかということと、それからたばこ税ですが、種類を言われたんですが、基本的には国産たばこに関してたばこ税が上がるということやね。そうすると、例えば洋もくとかいうのは関係ないということだね。その2点だけ。

- 議長（澤居久文君） 若山課長。
- 税務課長（若山孝幸君） この法律は、3月31日に公布されたものでございまして、4月1日施行ということでございます。

あと、周知に関しましては、これから6月1日に広報で説明させていただきますが、余談で

すが、森林・環境税も昨年の県議会で可決されましたので、あれは12月と2月に、県の関ヶ原町の広報にも記載されておりますが、6月1日にも同じく1,000円上がることを広報で記載させていただきます。よろしくお願いします。

〔挙手する者あり〕

- 議長（澤居久文君） 6番 浅野正君。
- 6番（浅野 正君） トータルで1,000円上がるということやね。これは例えば財務省へそのまま入っちゃうわけだよね、税金ですから。例えば復興庁へ500円分が行くだとか、そういうあれは何もないわけですか。
- 税務課長（若山孝幸君） まだ具体的に聞いていませんので、申しわけないですけど。
- 議長（澤居久文君） 国の方向性はわからんの。
- 税務課長（若山孝幸君） 計算上は一たん入りますけれども。
- 議長（澤居久文君） 町長。
- 町長（浅井健太郎君） 細かい報告を受けておりませんで正式に申し上げられるわけではありませんが、要するに町村は集めるわけですね、お金を。それを向こうへ持っていくのか、もし持っていけないとするならば、何らかのものをその分だけ減額すると、そういうどちらかになるのではないかなあというふうに考えます。ただ、今ちょっと詳しい報告を受けておりませんので、申しわけありませんが、そういうことでございます。
- 議長（澤居久文君） ほかにありませんか。

〔「ありません」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

〔挙手する者あり〕

4番 田中由紀子君。

- 4番（田中由紀子君） 私は、議案第56号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、反対の立場で討論を行いたいと思います。

個人町民税が、平成26年から35年までの10年間、毎年500円を増税する条例が盛り込まれております。これは、昨年11月に成立した東日本大震災復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例法、いわゆる復興特別税に基づくものでありますが、これは復興に名をかりた庶民増税だと言わざるを得ません。

特に均等割は、所得100万の人も1,000万の人も同じ負担となり、なぜ均等割をふやすのか理解ができません。復興財源は、不要不急の大型公共事業や思いやり予算の見直し、大企業減税と証券優遇税制の中止を数年行うだけで容易に生み出せるものと考えます。

以上の理由から反対をいたします。

○議長（澤居久文君） ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

続いて、賛成討論。

〔挙手する者あり〕

6番 浅野正君。

○6番（浅野 正君） 私は、国民に復興税の500円を課せるということについて、賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほども話の中で言いましたとおり、東北を目の当たりに見てまいりますと、やはり国民1億2,000万人すべてがそのことに関して、復興に力をかすのは当然のことであると私は思っております。

今、反対にありましたとおり、均等割でどうのこうのが、逆に言えばそのほうが皆さんに満遍なく気持ちを一つにできるというような意味で、私は賛成の立場で討論を行ったということでございます。各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（澤居久文君） ほかに賛成討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

ありませんので、これより採決を行います。

議案第56号は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数と認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前9時40分

再開 午前9時50分

○議長（澤居久文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。追加日程第1、副議長の選挙についてから、追加日程第8、南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙についてまでを日程に追加し議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、この際、追加日程第1から追加日程第8までを日程に追加し、議題にすることに決しました。

追加日程第1 副議長の選挙について

○議長（澤居久文君） 私が議長に就任しました関係で、当然に副議長は欠員となりましたので、追加日程第1、副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔 議場閉鎖 〕

ただいまの出席議員数は 9 名であります。

会議規則第31条第 2 項の規定により、立会人に松井正樹君、楠達男君を指名します。

投票用紙を配付させます。

〔 投票用紙配付 〕

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔 投票箱点検 〕

異状なしと認めます。

念のために申し上げます。投票は、単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1 番議員から順次投票願います。よろしくお願いいたします。

〔 投 票 〕

投票漏れはありませんか。

〔 「なし」の声あり 〕

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終了します。

ただいまから開票を行います。

松井正樹君、楠達男君、立ち会いをよろしくお願いいたします。

〔 開 票 〕

選挙の結果を報告いたします。

投票総数 9 票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 9 票、無効はありません。

有効投票中、中川武子 8 票、田中由紀子 1 票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は 3 票であります。よって、中川武子君が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔 議場開鎖 〕

ただいま副議長に当選されました中川武子君が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定により、副議長選挙の当選人である旨を告知いたします。

自席において、ごあいさつをひとつよろしくお願いします。

- 新副議長（中川武子君） ただいま、副議長という重責を皆さんから御推挙いただきまして、お受けさせていただくことになりました。

昨年、４期目に挑戦し、入りまして１年経過するんですけれども、４期目という重責を自分で感じながら議員活動をしているところです。

そんな中で、議長と二人三脚という形で職務を全うしていきたいと思っております。どうか皆さんの御協力をよろしくお願いしまして、あいさつにかえさせていただきます。

追加日程第２ 常任委員会委員の辞任について及び追加日程第３ 常任委員会委員の選任について

- 議長（澤居久文君） それでは、追加日程第２、常任委員会委員の辞任についてと、追加日程第３、常任委員会委員の選任についてを一括して議題とします。

常任委員会は現在２年目であり、任期中であります。総務民生常任委員会委員の浅野正君から辞任の申し出を受けましたので、これを許可し、その補充として、委員会条例第７条第１項の規定により、私、澤居久文を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔発言する者あり〕

〔「異議なし」の声あり〕

ちょっとめめしましたけど、異議なしと認めます。よって、常任委員会委員の辞任の許可及び選任については、ただいま指名したとおり決しました。

なお、念のために申し上げますが、産業建設常任委員会の委員は任期中のため、改選はありません。

追加日程第４ 議会運営委員会委員の辞任について及び追加日程第５ 議会運営委員会委員の選任について

- 議長（澤居久文君） 追加日程第４、議会運営委員会委員の辞任についてと、追加日程第５、議会運営委員会委員の選任についてを一括して議題といたします。

議会運営委員会も現在２年目に当たり、任期中ではありますが、私が先ほど議長に御推挙いただきましたので辞任いたします。そこで、その補充として、委員会条例第７条第１項の規定により、前議長の浅野正君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議会運営委員会委員の辞任の許可及び選任については、ただいま指名したとおり決しました。

なお、私が議会運営委員会の副委員長でありましたが、委員を辞任いたしましたので、休憩

中に副委員長を選任していただきますようお願い申し上げます。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時02分

再開 午前10時04分

○議長（澤居久文君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告いたします。議会運営委員会より、ただいま副委員長に中川武子君が選任されました。

追加日程第6 特別委員会委員の辞任について及び追加日程第7 特別委員会委員の選任について

○議長（澤居久文君） 追加日程第6、特別委員会委員の辞任についてと、追加日程第7、特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

私は古戦場跡整備計画特別委員会委員でありましたが、先ほど議長に御推挙いただきましたので、特別委員会の委員を辞任し、その補充として、委員会条例第7条第1項の規定により、前議長の浅野正君を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、特別委員会委員の辞任の許可及び選任については、ただいま指名したとおり決しました。

追加日程第8 南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙について

○議長（澤居久文君） 追加日程第8、南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙についてを議題といたします。

副議長に就任されました中川武子君より、南濃衛生施設利用事務組合議会議員の辞職の申し出があり、よって、欠員が生じますので南濃衛生施設利用事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長において指名することに決しました。

それでは、南濃衛生施設利用事務組合議会議員に浅野正君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました者を南濃衛生施設利用事務組合議会議員の当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました者を南濃衛生施設利用事務組合議会議員の当選人とすることに決しました。

ただいま南濃衛生施設利用事務組合議会議員に当選されました浅野正君が議場に見えますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、南濃衛生施設利用事務組合議会議員の当選人であることを告知します。

閉会の宣告

- 議長（澤居久文君）これにて、本会議に付託された案件の審議は終了いたしました。よって、平成24年第2回関ヶ原町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前10時07分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

関ヶ原町議会議長

関ヶ原町議会新議長

会議録署名議員

会議録署名議員